愛知県行政書士会東三支部企画部

豊橋市農業委員会・農業企画課　懇談会記録

開催日時　平成２５年９月２６日　１３：３０～１６：００
開催地　　豊橋市役所東館　８１会議室
出席者　　**豊橋市農業委員会**
中井一之（事務局長）、疋田敬志（専任主査）、八木宏樹（主事）、恒川照崇（主任）
豊橋市農業企画課
山本勝央（課長補佐）、福井恒央（専任主査）、山本賢治（技師）
行政書士会
市川雅敏（支部長）、青山貴洋（企画部担当副支部長）、渡辺茂（土地利用部会部会長）、船間章慎（土地利用部会副部会長）、山本知史（企画部員）
記録者　　山本知史

１３：３０
青山副支部長の司会により、渡辺部長、中井局長、山本課長補佐、市川支部長から、懇談会開催にあたり挨拶がなされた。

続いて、疋田主査より配布資料「要望事項」に沿って説明がなされた。主なものは以下のとおり。

○　許可申請にあたっては、あらかじめ担当者と相談のうえ、余裕をもった申請書の提出をしてほしい。
○　許可申請等に伴う現地調査するについて、申請地の境界明示を明確にしてほしい。
○　農地審査会において、時刻どおり参集されない方がいるので、代理人からの周知を気をつけてほしい。
○　３条許可申請書の記載欄３の詳細欄には、簡潔明瞭に、権利の設定又は移転理由を記載してほしい。
○　３条許可申請時における申請地以外の所有地の現地確認も十分に行ってほしい。
○　４，５条許可の工事完了後に提出する完了報告書を確実に提出してほしい。代理人からの申請の場合は、委任内容に「許可後の進捗状況報告及び完了報告に関する権限」を記載してほしい。また、駐車場、資材置場等の転用目的の場合は、確認できる写真

を報告書に添付してほしい。

○　４，５条許可申請の記載欄７には土地改良の受益地又は非受益地を確認した年月日を「○○土地改良区受益地外　平成○○年○○月○○日確認済」と記載してほしい。

その後、以下のとおり意見交換及び質疑応答に入る。

質疑１　４，５条許可の完了報告が提出されない場合の取扱はどのようになりますか。

【行政書士会】

応答１　予定から概ね２ヶ月過ぎると、県より催促がいきます。その場合、市を経由し、代理申請の場合は、受任者に先ずは報告します。催促後においても、報告がなければ、違反として取り扱う場合もあるので気をつけていただきたい。

【農業委員会】

質疑２　一般的に問題がなさそうな案件でも事前相談をした方がよいか。

【行政書士会】

応答２　締め切り直前の申請は、対応できない場合もあるので所在、目的等は事前に相談してほしい。特に３条は所有地の確認があるので、現地を把握するうえでもお願いしたい。

【農業委員会】

質疑３　不耕作地や遊休農地は依頼を受けて初めて把握することとなるが、事前にそのような農地の改善指導等を積極的に行なっていただけるか。

【行政書士会】

応答３　１０月に調査を行い、所有者に不耕作地等の改善してほしい旨を通知している。

【農業委員会】

質疑４　申請地の境界明示はどの程度まで必要でしょうか。

【行政書士会】

応答４　木杭や竹枝でも構いません。特に、自己所有地を分筆した場合は、明示されていないことが多く、申請地を把握することが困難な場合が多い。

【農業委員会】

質疑５　隣接農地への説明・承諾の決められた記載方法はありますか。

【行政書士会】

記載欄７に了承済と記載すればよい。了承がない場合は、その理由等を記載し、個別に判断します。

【農業委員会】

質疑６　農家台帳の写しの交付は今後していく予定はありますか。本人の承諾があってもだめでしょうか。また、証明願という形で検討していただくことは可能でしょうか。

【行政書士会】

応答６　予定はありません。証明願の件は、今後検討してまいります。

【農業委員会】

質疑７　許可後の転用・移転について、３年３作後でなければできないといわれているが、３作行なったが、期間は２年１０ヶ月の場合は許可申請することができるでしょうか。

【行政書士会】

応答７　法定で、取得後３年となっているため、３年の経過が必要。

【農業委員会】

質疑８　同一物件で、３条、５条を同時申請する場合、５条の締切日にあわせて３条を申請してよいでしょうか。許可がおりるのは５条と同時のためよいと思うのですが。

【行政書士会】

応答８　５条を審査する場合には、３条が許可相当であることが前提になるので、３条が期限内に受け付けられていることが必要となります。

【農業委員会】

質疑９　土地改良の受益地を行政側で把握し、一覧図等を作成することはできないでしょうか。

【行政書士会】

応答９　　できない。現在、GIS 情報を集約する動きはでてきている。しかし、全ての情報を組み入れていくことはシステム上の限界もある。

【農業委員会】

質疑１０　農振の地区除外を事前に相談せずに提出する方はいますか。

【行政書士会】

応答１０　時々います。事前の相談があれば、書類の要望が余裕をもってできるので相談してほしい。

【農業企画課】

質疑１１　行政として、今後の遊休農地の解消の対策はありますか。

【行政書士会】

応答１１　地元の農業委員の方に情報を頂き通知を出したり、直接働きかけてもらっている。また、耕作放棄地対策委員を設け、現地是正の対策を考えている。なお、現在把握している限りでは、２．５ｈａほどの違反転用がある。中には、勧告書が出ているものもあります。

【農業委員会】

質疑１２　ソーラー発電施設は農地転用は可能でしょうか。また、貸駐車場は可能でしょうか。

【行政書士会】

応答１２　ソーラー施設は、売電目的で事業の特定及び事業者の特定ができるので可能です。一方、貸し駐車場は、利用者（転用者）が不特定のため転用できません。

【農業委員会】

質疑１３　農地改良の期限が３ヶ月となっているが、伸長できないでしょうか。

【行政書士会】

応答１３　３ヶ月以上の農地改良は本来の目的である耕作が長期間できないこととなり、生産向上を目的とする農地改良の届出ではなじまないと考えています。

【農業委員会】

質疑１４　非農家による相続による農地取得について、斡旋等の対応はどのようになされていますか。

【行政書士会】

応答１４　人農地プランを策定し、農地の集積、また、それを活用する人材育成に力を入れ就農者の増加に取り組んでいます。また、新規就農者も年間１０名ほどおり、県の農業普及研究で研修を行なってもらっています。補助金等の支給も行われる場合があります。

【農業委員会】

質疑１５　今般の大震災に伴い、津波被害から逃れるため、高地へ移住したい人を対象に農地を利用できないか。

【行政書士会】

応答１５　そのためには、法の改正が必要で現在のところ難しい。

【農業委員会】

以上意見交換及び質疑応答を終了し閉会。

.

25豊農委号外
平成25年9月26日

愛知県行政書士会東三支部
支部長　市川　雅敏　　様

豊橋市農業委員会
会長　鈴木隆年

要望事項について（依頼）

本市の農地行政の推進につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、別紙のとおり取りまとめましたので、なお一層のご協力をいただきますよう周知徹底方よろしくお取り計らいください。

別紙

要望事項

1　共通事項について

（1）許可申請にあたっては、あらかじめ農業委員会事務局担当者と相談のうえ、余裕をもった申請書の提出をお願いします。

（2）許可書、受理書等を委任状で受領する場合は、申請者にその事務手続き等について十分説明し、申請者が重複して来局することのないようにしてください。

（3）申請書、届出書等の住所、氏名（読み方）、年齢、職業等の内容は本人に確認してください。

（4）申請書、届出書等の現況地日、利用状況欄は、現地を十分調査確認の上記載してください。

（5）申請代理人で申請する場合は、平成２０年３月１４日付けの「行政書士等の代理人による許可申請手続きについて」の通知により、委任状を添付してください。県知事許可案件及び現況証明には、副本にも委任状の写しを添付してください。また、担当者名及び連絡先を明記してください。

（6）許可申請及び現況証明並びに農地法第４条第１項第８号確認願等においては、**申請地等の境界表示を明確にしておいてください。**

（7）農地審査会は、原則として、申請当事者に出席を求めますが、やむを得ず代理人が委任状で出席する場合、被委任者は受人と渡人とを同一案件で同時に一人が兼ねることは出来ません。

（8）農地審査会の開始時刻になっても参集されない申請者が見受けられますので、日時、場所を確実に伝えて下さい。

2　３条許可申請について

（1）申請時には、申請地及び所有地の現況が農地であること（全体が農地として取り扱われていること）が許可の条件ですが、現状把握の不十分な申請が見受けられますので、許可申請書提出前に現地確認を行うなど対処してください。

なお、所有農地の一部に２アール未満の農業用施設がある場合は、「農業用施設申出書」を申請書に添付してください。

（2）賃借権設定の場合は、賃料を明記してください。

（3）許可申請書の 3.権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細欄は、譲渡人、譲受人のそれぞれについて、理由を具体的にわかりやすく記載して下さい。

（4）農地法第３条許可申請書＜農地法第３条第２項第７号関係＞「7 周辺地域との関係」の欄は、作付する作物、地域への影響、及び適合事項等を記入してください。

3　４・５条転用許可等申請について

（１）転用目的が分家住宅の場合は、土地所有者からみた転用者との続柄を余白に明記してください。（例えば「長男の二男」「長男の養子」等）

（２）農地法第４条許可申請書中 3.転用計画（1）転用事由の詳細、また、農地法第５条許可申請書中 3.転用計画（2）権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細欄は、理由を詳細かつ具体的に記載してください。

（３）受人が共有の場合は、持分を十分確認のうえ申請してください。特に市街化区域内の転用届出では、受理後すぐに持分変更のための取り消し再申請をする案件が見受けられます。

（４）転用目的が駐車場又は資材置場の場合は、事業計画書の「1. 今回申請の転用計画等」の「(4) 申請地の面積（規模）を必要とする理由」欄を具体的に記載し、「2. 申請事業者の概要及び現施設等の状況」欄及び添付書類の利用計画図と一致するようにしてください。なお、利用計画図には車両の台数、資材の種類を記載してください。

（５）平成２４年４月１日以降に農地転用が許可された案件は、原則として、完了報告書の提出が許可の条件となっています。転用に係る工事が完了した後、２週間以内に完了報告書を提出してください。なお、申請代理人が提出される場合は、あらかじめ委任状に「許可後の進捗状況報告及び完了報告に関する権限」を記載してください。

（６）駐車場、資材置場の農地転用許可に係る工事完了報告書には、駐車車両、保管資材が確認できる写真を添付してください。

（７）申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書を添付し、非受益地の場合は、「7. その他参考となるべき事項」の欄に“○○土地改良区受益地外　平成○○年○月○日確認済”と記載をしてください。